

学校法人聖路加国際大学寄附行為施行規則

第一章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人聖路加国際大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)第46条に基づき、寄附行為を施行するために必要な事項を定める。

第二章 役員および理事会

(第5号理事の選任)

第2条 寄附行為第6条第1項第5号に定める理事は、聖路加国際大学学部長および研究科長のうちから、常任理事会の推薦に基づき理事会にて選任する。

(第6号理事の選任)

第3条 寄附行為第6条第1項第6号に定める理事は、聖路加国際病院副院長のうちから、常任理事会の推薦に基づき理事会にて選任する。

(第9号・第10号・第11号理事の選任)

第4条 寄附行為第6条第1項第9号、第10号および第11号に定める理事(以下それぞれ「第9号理事」、「第10号理事」、「第11号理事」という)は、理事からの推薦に基づき、理事会にて選任する。

- 2 前項の選任においては、推薦された者の職務内容、必要な知識・経験の有無、キリスト教信徒もしくはキリスト教の信仰、慣習および職制の尊重の可否、その他欠格事由の有無等を検討のうえ審議を行うものとする。

(担当理事の選任)

第5条 理事長は、理事会の審議に基づき、理事の中からこの法人の運営に係る政策を執行する責任者として以下の担当理事を選任する。ただし、必要と認める場合は一の担当理事につき複数の理事を選任することができる。

- (1) 教育担当理事
- (2) 研究担当理事
- (3) 人事担当理事
- (4) 財務担当理事
- (5) 法人担当理事
- (6) 情報システム担当理事
- (7) キリスト教担当理事

(監事の選任)

第6条 寄附行為第7条第1項による理事会における監事候補者の選出は、理事から推薦のあった候補者について、監事に求める役割および人材像等を考慮して審議を行い、選出するものとする。

- 2 監事の任期満了に伴う後任監事の選任を行う場合は、原則として当該監事の任期満了の1か月前

までに選任を行うものとする。やむを得ず 1 か月前までに選任ができない場合、理事会はできる限り迅速に選任を行うよう努めなければならない。

(役員を選任年齢制限)

第 7 条 第 9 号理事、第 10 号理事および第 11 号理事ならびに監事は、80 歳を超えて選任されることができない。なお、その任期の途中で 80 歳に達した場合は、当該任期の満了をもって退任するものとする。

(役員解任)

第 8 条 理事会および評議員会が、寄附行為第 10 条第 1 項により役員解任について議決するにあたっては、原則として当該役員に弁明の機会を与えるものとする。

2 前項に定める弁明は、書面により行うことを妨げない。

(理事長が行う業務)

第 9 条 理事長は、この法人の運営に係る政策を策定、管理する責任者として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の任免に関する業務のうち重要なもの
- (2) 給与原則の決定、服務基準の設定その他教職員の人事に関する業務のうち重要なもの
- (3) 規則等の制定改廃に関する業務のうち重要なもの
- (4) 各年度の予算の執行および経理に関する業務のうち重要なもの
- (5) 資金・資産の管理に関する業務のうち重要なもの
- (6) 借入金(第 13 条第 8 号に定めるものを除く。)に関する業務のうち重要なもの
- (7) 施設・設備等の維持管理に関する業務のうち重要なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか法人の運営に関する重要な業務
(第 13 条各号に掲げるものを除く。)
- (9) 理事会で選任した学長および院長の任命
- (10) 理事会が選出し、評議員会の同意を得た監事の選任

(常務理事が行う業務)

第 10 条 常務理事は、この法人の運営に係る政策を策定、管理する責任者として、理事長を補佐するとともに、前条各号に掲げる理事長業務のうち、理事長から委任される事項および理事会において承認された法人全般にわたる業務を分担執行する。

(理事長職務の代理等の順位)

第 11 条 寄附行為第 14 条に定める順位とは、常務理事、学長、院長の順とする。

2 常務理事が 2 名以上の場合は、理事会の議決により各常務理事の順位を定めるものとする。

(監査体制)

第 12 条 監事が実施する監査に関し、監査機能の向上および実質化を図るため、監事と会計監査人、内部統制・監査室とが協議する会議を設置する。

2 前項の会議の詳細は別に定める。

(理事会が行う業務)

第 13 条 理事会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 理事長の選任および解任
- (3) 評議員の選任
- (4) 学長の選任および解任
- (5) 院長の選任および解任
- (6) 事業に関する中期的な計画に関する業務
- (7) 各年度の予算の承認
- (8) 借入金（一会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分に関する業務
- (9) 各年度の決算の承認
- (10) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ）の支給基準に関する業務
- (11) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する業務
- (12) 寄附行為の変更
- (13) 法人の合併および解散
- (14) 収益事業に関する業務のうち特に重要なもの
- (15) 教職員の就業に関する業務のうち特に重要なもの
- (16) 大学の教育研究組織の設置廃止、学生定員の変更等に関する業務のうち特に重要なもの
- (17) 規則等の制定改廃に関する業務のうち特に重要なもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか法人の運営に関する基本方針

(理事会顧問)

第 14 条 理事会が必要と認める場合は、理事会に顧問を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会審議等に先立ち、必要に応じて顧問から意見を聴取し、その内容を理事会に報告することができる。
- 3 顧問の任期は、就任の日から 2 年間を限度として、個別に定める。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(理事会招集通知)

第 15 条 寄附行為第 16 条第 5 項にかかわらず、理事会招集通知は電磁的方法によることができるものとする。

- 2 会議に付すべき事項の資料については、予め法人事務局にて準備するものとする。なお、理事長が招集通知を発出した後において、理事が資料の提出を希望する場合は、理事長の許可を得なければならない。

(オンラインによる出席)

第 16 条 理事会および当該理事双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により

理事会に出席（以下「オンライン出席」という）する場合も、寄附行為における「出席」とみなす。

（理事会の議決）

第 17 条 寄附行為第 16 条第 12 項の議決における各理事の意見の確認については、口頭での表明、挙手、投票その他議長が議案により適切と認める方法により行う。

2 各理事の意見の確認を投票により行う場合は、以下の方法により行う。

（1）議長は出席者の中から立会人 2 名を任命し、立会人は投票および開票に立会い、開票結果を議長に報告する。

（2）投票は投票用紙に必要事項を記載し、立会人の立会いのもとに投票箱に投入する。投票に際しては、法人事務局が投票箱により投票用紙を回収する。

（3）開票は、投票終了後、立会人の立会いのもとに、法人事務局が行う。議長は立会人から報告を受けた開票結果を直ちに出席者に公表する。

（4）次の各号に該当するものは、否認として扱う。

① 正規の投票用紙を用いないもの

② 指定された事柄以外を記載したもの

③ 白票

（5）投票の効力について疑義があるときは、議長が立会人の意見を聞いて決定する。

3 オンライン出席する理事については、前項第 2 号の投票は、立会人の立会いのもと法人事務局が電話その他の音声通信または電磁的方法により意見を確認する方法により行う。

（理事に委任する業務）

第 18 条 寄附行為第 17 条の定めに基づき、理事は、以下に掲げる業務を行う。

（1）寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事（以下「第 1 号理事」という）は、この法人の運営に係る政策を策定、管理する責任者である聖路加国際大学学長として、聖路加国際大学の校務をつかさどり、教職員を統括するほか、理事長からの委任を受けた範囲内の教職員の任命および人事異動に関する業務を行う。

（2）寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる理事（以下「第 2 号理事」という）は、この法人の運営に係る政策を策定、管理する責任者である聖路加国際病院院長として、聖路加国際病院の管理運営を所管し、病院職員を統括するほか、理事長からの委任を受けた範囲内の病院職員の任命および人事異動に関する業務を行う。

（3）教育担当理事は、聖路加国際大学における教育・学術情報・学生支援および国際・地域連携ならびに生涯教育等、教学に関する業務を行う。

（4）研究担当理事は、聖路加国際病院における研究ならびに産官学連携等、研究に関する業務を行う。

（5）人事担当理事は、法人における人事に関する管理業務を行う。

（6）財務担当理事は、学校法人聖路加国際大会計規程に基づき、法人の財務に関する管理業務を行う。

(7) 法人担当理事は、法人事務局の統括および法人運営に関する管理業務を行う。

(8) 情報システム担当理事は、法人の情報システムに関する管理業務を行う。

(9) キリスト教担当理事は、法人のキリスト教活動に関する管理業務を行う。

(常任理事会に委任する業務)

第 19 条 理事会は、寄附行為第 17 条の定めに基づき、第 13 条各号の業務遂行にあたり、その方針および原案等の策定、理事会および評議員会提出議案の作成に関する事項、理事会決議事項の執行に関する事項、ならびにその他理事会の議決を要しない業務に関する事項について、常任理事会に委任する。

2 常任理事会の詳細は別に定める。

(理事会議事録の取り扱い)

第 20 条 寄附行為第 18 条に定める理事会の議事録の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 会場出席以外の出席者は、その出席方法を議事録に明記する。

(2) 議事録の議決事項の記載は、議事の経過の概要および議決の結果とする。

(3) 法令または監督官庁の求めに応じる場合を除き、議事録を開示する場合は、理事会の議決に基づき行うものとする。ただし、議事録が事業計画その他この法人の機密に関する事項、公開されるべきでない人事に関する事項および個人情報その他個人のプライバシーに関する情報に関わるときは、理事会の議決により、該当部分を非公開とすることができる。

(4) 寄附行為第 18 条第 2 項にかかわらず、議事録署名人は、あらかじめ議長が指名した理事 2 名に出席監事を加えるとともに、議事録署名人は記名押印に代え署名捺印を行うものとする。

第三章 評議員会および評議員

(評議員会の職務)

第 21 条 評議員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 寄附行為第 10 条第 1 項に定める役員解任の議決をすること

(2) 寄附行為第 21 条に基づき理事長の諮問に対し意見を述べること

(3) 寄附行為第 22 条に基づきこの法人の業務の状況、財産の状況または役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、役員に諮問に答え、または役員から報告を徴すること

(4) 寄附行為第 25 条に定める評議員解任の議決をすること

(5) 寄附行為第 40 条第 1 項第 1 号に定めるこの法人の解散の議決をすること

(評議員会招集通知)

第 22 条 第 15 条は、寄附行為第 19 条第 5 項に定める評議員会の招集通知に準用する。

(オンラインによる出席)

第 23 条 第 16 条は、評議員会において準用する。

(評議員会の議決)

第 24 条 第 17 条は、寄附行為第 19 条第 10 項に定める評議員会の議決に準用する。

(役員の出席)

第 25 条 理事長、常務理事、第 1 号理事、第 2 号理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

(評議員会議事録の取り扱い)

第 26 条 第 20 条は、寄附行為第 20 条に定める評議員会の議事録の取り扱いに準用する。この場合において、「理事会」については「評議員会」に、同「理事」については「評議員」に読み替えるものとする。

(第 1 号評議員の選任)

第 27 条 寄附行為第 23 条第 1 項第 1 号に定める評議員として選任される 9 名の評議員は以下の区分とし、理事会にて選任する。

- (1) 法人事務局長
- (2) 聖路加国際大学学部長および研究科長 2 名以上 3 名以内
- (3) 聖路加国際病院副院長 2 名以上 4 名以内
- (4) 病院運営会議より選出された者 1 名以上 4 名以内

(第 2 号評議員の選任)

第 28 条 寄附行為第 23 条第 1 項第 2 号に定める評議員として選任される 9 名の評議員は以下の区分とし、理事会にて選任する。

- (1) 聖路加国際大学同窓会長
- (2) 聖路加国際大学同窓会より選出された者 8 名

(第 3 号評議員の選任)

第 29 条 寄附行為第 23 条第 1 項第 3 号に定める評議員として選任される 18 名の評議員は以下の区分とし、その選任は理事の推薦に基づき、理事会にて選任する。

- (1) 日本聖公会関係者 2 名以上 4 名以内
- (2) 教学に関する学識経験者 2 名以上 4 名以内
- (3) 医療に関する学識経験者 4 名以上 6 名以内
- (4) 法人運営に関する学識経験者 6 名以上 10 名以内

2 前項の選任においては、第 3 号評議員の職務内容、必要な知識・経験の有無、キリスト教信徒もしくはキリスト教の信仰、慣習および職制の尊重の可否、その他欠格事由の有無等を検討のうえ審議を行うものとする。

(評議員の選任年齢制限)

第 30 条 寄附行為第 23 条第 2 号および第 3 号に掲げる評議員は、80 歳を超えて選任されることができない。なお、その任期の途中で 80 歳に達した場合は、当該任期の満了をもって退任するものとする。

(評議員の解任)

第 31 条 第 8 条は、寄附行為第 25 条第 1 項により評議員を解任する場合に準用する。この場合において、「理事会および評議員会」については「評議員会」、「寄附行為第 10 条第 1 項」に

については「寄附行為第 25 条第 1 項」、「役員」については「評議員」、「当該役員」については「当該評議員」に読み替えるものとする。

第四章 雑則

(改廃)

第 32 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規則は 2022 年 1 月 1 日から施行する。